



令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和2年度 母子保健指導者養成研修事業
「予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修」
令和2年10月1日(木)～10月31日(土)

母子保健行政の動向



子ども家庭局母子保健課

健やか親子21

0

母子保健法の概要

1. 目的
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義
妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子
幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
乳児…1歳に満たない者
新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)
市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。
市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)
市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3. 妊婦の届出(第15条)
妊婦となる者は、速やかに市町村長に妊婦の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)
市町村は、妊婦の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)
市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を動員して必要な保健指導を行い、診査を受けることを勧奨するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)
市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、産後ケア又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。
※令和3年4月1日施行予定

7. 低体重児の届出(第18条)
体重が2,000g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の所在地の市町村に届け出なければならない。

8. 養育医療(第20条)
市町村は、必要に応じ、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)
市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

我が国の母子保健行政のあゆみ①

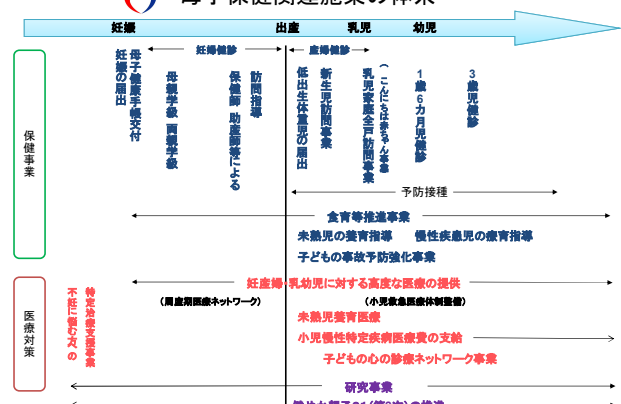
(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

- 1937年 保健所法の制定
- 1937年 母子保護法、1938年 社会福祉事業法の制定
- 1938年 厚生省(現、厚生労働省)設置
- 1940年 国民体力法の制定、1941年 人口政策確立要綱を決定
- 1942年 妊産婦手帳制度(現、母子健康手帳)の開始**
- 1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定**
- 1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行**
- 1965年 母子保健法制定(児童福祉法から独立)・施行(1966年)**

～ 児童福祉法、予防接種法、母子保健法のもとで、施策の整備・充実 ～

- 妊婦・乳幼児への健康診査の徹底
- 妊産婦・乳幼児への保健指導の充実
- 先天性代謝異常等検査事業の実施、充実
- 未熟児養育医療の給付、慢性疾患を抱える児童への医療費助成、結核児童の療育医療の給付等の公費負担医療の実施、充実
- 妊婦・乳幼児への予防接種の徹底

母子保健関連施策の体系



この図は、妊産婦、出産、乳児、幼児の各段階における保健事業と医療対策の体系を示しています。妊産婦段階では、妊婦検診、母子健康手帳交付、保健指導、助産師等による訪問指導などが実施されます。出産段階では、産後ケア事業、食育推進事業、未熟児の養育指導、慢性疾患児の療育指導、子どもの事故予防強化事業などが実施されます。乳児・幼児段階では、1歳6か月児検診、3歳児検診、予防接種、小児養育医療、小児慢性特定疾病医療費の支給、子どもの心の診療ネットワーク事業、研究事業、健やか親子21(第2次)の推進などが実施されます。

我が国の母子保健行政のあゆみ②

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善
○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生き育てる環境の変化

- 1994年 「エンゼルプラン」の策定
母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行)
- 1999年 「新エンゼルプラン」の策定
- 2000年 「健やか親子21」(2001～2010年)の策定**
- 2004年 **不妊治療への助成事業の創設**
「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
- 2009年 「健やか親子21」の計画期間を4年延長し、2014年までとする**
※次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体的に推進するための計画期間をそろえた子ども・子育て支援法の制定
- 2012年 (背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率などが世界有数の低率国に
○晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化
- 2015年 「健やか親子21(第2次)」(2015～2024年度)の策定**
子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

- 2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)
※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化
※母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の全国展開
- 2018年 成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)
- 2019年 母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化※令和3年4月1日施行)

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

子育て世代包括支援センターを拠点として、妊婦期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

【支援サービスの例】

- 妊産婦**：妊婦検診、産後ケア事業、産後ケア事業
- 出産**：産後ケア事業、産後ケア事業
- 乳児**：1歳6か月児検診、3歳児検診、予防接種
- 幼児**：食育推進事業、未熟児の養育指導、慢性疾患児の療育指導、子どもの事故予防強化事業

【支援サービスの例】

- 妊産婦**：妊婦検診、産後ケア事業、産後ケア事業
- 出産**：産後ケア事業、産後ケア事業
- 乳児**：1歳6か月児検診、3歳児検診、予防接種
- 幼児**：食育推進事業、未熟児の養育指導、慢性疾患児の療育指導、子どもの事故予防強化事業

【支援サービスの例】

- 妊産婦**：妊婦検診、産後ケア事業、産後ケア事業
- 出産**：産後ケア事業、産後ケア事業
- 乳児**：1歳6か月児検診、3歳児検診、予防接種
- 幼児**：食育推進事業、未熟児の養育指導、慢性疾患児の療育指導、子どもの事故予防強化事業

【支援サービスの例】

- 妊産婦**：妊婦検診、産後ケア事業、産後ケア事業
- 出産**：産後ケア事業、産後ケア事業
- 乳児**：1歳6か月児検診、3歳児検診、予防接種
- 幼児**：食育推進事業、未熟児の養育指導、慢性疾患児の療育指導、子どもの事故予防強化事業

令和2年度 厚生労働省
母子保健指導者養成研修
研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者と一体となって「**健やか親子21**」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とご家族が、自らの健康に関心をもち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21